

個別公共事業の評価書（ダム事業）

平成23年5月19日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成22年7月23日改正）に基づき、個別公共事業についての再評価を実施した。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

また、評価の運営状況等について、国土交通省政策評価会において意見等を聴取することとしている（国土交通省政策評価会の議事概要等については、国土交通省政策評価ホームページ（<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka>）に掲載することとしている）。

2. 今回の評価結果について

今回は、平成23年度予算に係る評価として、ダム関係の4事業について、再評価を実施した。担当大臣政務官は別紙、件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

なお、個々の事業評価の詳細な内容については、以下のホームページに記載。

事業評価カルテ（<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）

事業評価関連リンク（http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html）

担当大臣政務官は下表のとおり。

事業種別	担当大臣政務官
【公共事業】	
ダム事業	津川 祥吾 小泉 俊明 市村 浩一郎

<評価の手法等>

別添1

事業名 ()内は 方法を示す。	評価項目			評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
	費用便益分析		費用便益分析以外の主な評価項目		
	費用	便益			
ダム事業 (代替法、CVM・TCM)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費 ・維持管理費 	<ul style="list-style-type: none"> ・想定年平均被害軽減期待額 ・水質改善効果等(環境整備事業の場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の影響 ・過去の災害実績 ・災害発生危険度 ・河川環境等をとりまく状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・国勢調査メッシュ統計 ・水害統計 	河川局

※効果把握の方法

代替法

事業の効果の評価を、評価対象社会資本と同様な効果を有する他の市場財で、代替して供給した場合に必要なとされる費用によって評価する方法。

TCM(トラベルコスト法)

対象とする非市場財(環境資源等)を訪れて、そのレクリエーション、アメニティを利用する人々が支出する交通費などの費用と、利用のために費やす時間の機会費用を合わせた旅行費用を求めることによって、その施設によってもたらされる便益を評価する方法。

CVM(仮想的市場評価法)

アンケート等を用いて評価対象社会資本に対する支払意思額を住民等に尋ねることで、対象とする財などの価値を金額で評価する方法。

平成23年度予算に係る再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数					再評価結果				
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続 うち見直し継続	中止	評価 手続中	
ダム事業	直轄事業等					1	1			1	
	補助事業					3	3	2		1	
合 計		0	0	0	0	4	4	2	0	2	0

(注1) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む

(注2) 再評価対象基準

一定期間未着工: 事業採択後一定期間(直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間)が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中: 事業採択後長期間(5年間)が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階: 準備・計画段階で一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

再々評価: 再評価実施後一定期間(直轄事業等3年間、補助事業等5年間)が経過している事業

その他: 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】

(直轄事業等)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			費用換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益・B(億円)		費用・C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
七滝ダム建設事業(※1) 九州地方整備局	その他	395	-	-	-	-	①事業の必要性等に関する視点 ・御船川の現状の治水安全度は概ね1/30であり、当面の目標とする治水安全度は確保されている。 ・また、御船地点における必要流量を改めて確認したところ、約1m ³ /sであり、近年の流況における1/10濁水流量と同程度である。 ・なお、都市用水については、本ダムに水源を求める者がいないことを平成15年に確認済みである。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・当面進捗する見込みはない。 ③コスト削減や代替案立案等の可能性の視点 ・今後策定予定の緑川水系河川整備計画における治水上の目標に照らして、御船川においては現状で目標の治水安全度が確保されている。また、緑川本川下流においては、目標の治水安全度を達成するためのより安価な河川改修等により、七滝ダムと同等の効果を代替可能。 ・不特定用水については、既存施設の有効活用を図るとともに、今後とも関係機関と連携して水利用の合理化を推進するなどして、必要な流量の確保が可能。 ・なお、都市用水については、本ダムに水源を求める者がいないことから、代替案の検討は不要。	中止	本省河川局 治水課 (課長 森北佳昭)	

(補助事業)

事業名 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	費用便益分析			費用換算が困難な効果等 による評価	再評価の視点 (投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト削減等)	対応方針	担当課 (担当課長名)	
			貨幣換算した便益・B(億円)		費用・C (億円)					B/C
			便益の内訳及び主な根拠							
大和沢ダム建設事業(※1) 青森県	その他	287	295	230	1.3	・大和沢川流域では、昭和50年、昭和52年、平成2年に洪水被害が発生しており、昭和50年8月の洪水において、171戸の浸水被害が発生している。 ・また、大和沢川に隣接する土淵川では、昭和61年、昭和63年、平成3年等に水質悪化により魚類が激死欠死している。	①事業の必要性等に関する視点 ・ダムによる流水の正常な機能の維持を図ることとして大和沢川においては、かんがい面積の大幅な減少に伴う取水量の減少や、下水道整備の進捗により、流況・水質が大幅に改善されている。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・当面進捗する見込みはない。 ③コスト削減や代替案立案等の可能性の視点 ・近傍河川と同程度(1/20)の治水安全度を確保する場合には、当ダムによらずとも、現在計画している河川改修による目標の達成が可能であると考えられる。 ・また、近年の社会経済情勢等の変化により、当ダムによる流水の正常な機能の維持を図る必要性はなくなったと考えられる。	中止	本省河川局 治水課 (課長 森北佳昭)	
五ヶ山ダム建設事業 福岡県	その他	1,050	5,545	660	8.4	・那珂川水系では、近年でも平成13年、平成15年、平成21年に被害の大きな洪水が発生しており、平成13年6月の洪水において18戸、平成15年7月の洪水において67戸、平成21年7月の洪水において394戸の浸水被害が発生している。 ・また、濁水も発生しており、昭和53～54年には287日間、昭和57年には13日間、平成6～7年には295日間の時間給水が行われている。	①事業の必要性等に関する視点 ・平成17年現在、氾濫が想定される福岡市の人口は約140万人、春日市は約11万人、那珂川町は約9万人で、人口は増加傾向にある。 ・福岡都市圏では、昭和53年の記録的な小雨による濁水や、平成6年には昭和53年を上回る濁水が発生している。 ・現在、生活再建工事中であり、平成23年3月現在で進捗率は約52%(事業費ベース) 【検証対象ダム事業等の点検】 ・事業費及び工期については、全体計画の変更を平成21年3月に行っていることから、検証はこの時の事業費等を用いており、最新のデータ等で変更がないことを点検した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 ②事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案立案等の可能性の視点 【目的別の検討】 「洪水調節」 ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、治水対策案3案を立案し、7つの評価軸について評価した。 「新規規水」 ・利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発量として変更がないことを確認した。 ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・利水参画者に対して確認した必要開発量を確保することを基本として、4案の利水対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 「流水の正常な機能の維持」 ・河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、4案の対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 「その他の目的(濁水対策)」 ・五ヶ山ダム全体計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、4案の対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 【検証対象ダムの総合的な評価】 ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、全ての目的で五ヶ山ダム案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は五ヶ山ダム案が優位と評価した。	継続	本省河川局 治水課 (課長 森北佳昭)	
伊良原ダム建設事業 福岡県	その他	678	1,409	543	2.6	・飯川水系では、近年でも平成16年、平成17年に被害の大きな洪水被害が発生している。 主な洪水被害としては、昭和54年6月の洪水において307戸、昭和54年9月においては34戸の浸水被害が発生している。 ・また、濁水被害も発生しており、平成6年には最大16日間、平成14年には282日間、平成17年には15日間、平成19年には28日間、平成21年には32日間の時間断水や減圧給水、取水制限が行われている。	①事業の必要性等に関する視点 ・平成17年現在、氾濫が想定される行橋市の人口は約7.0万人、みやこ町は約2.3万人であり、行橋市の人口は増加傾向にあるのに対し、みやこ町の人口は減少傾向にある。 ・飯川は、近年においても、概ね2年に1回の割合で取水制限等が行われている。 ・現在、生活再建工事中であり、平成23年3月現在で進捗率は約42%(事業費ベース) 【検証対象ダム事業等の点検】 ・事業費及び工期については、全体計画の変更を平成21年8月に行っていることから、検証はこの時の事業費等を用いており、最新のデータ等で変更がないことを点検した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 ②事業の進捗の見込み、コスト削減や代替案立案等の可能性の視点 【目的別の検討】 「洪水調節」 ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を検討し、治水対策案4案を立案し、7つの評価軸について評価した。 「新規規水」 ・利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があること、開発量として変更がないことを確認した。 ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・利水参画者に対して確認した必要開発量を確保することを基本として、3案の利水対策案を立案し、6つの評価軸について評価した。 「流水の正常な機能の維持」 ・河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として検討したが、効果的・現実的な対策案はなく、伊良原ダム案が優位と評価した。 【検証対象ダムの総合的な評価】 ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果が、全ての目的で伊良原ダム案が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価は伊良原ダム案が優位と評価した。	継続	本省河川局 治水課 (課長 森北佳昭)	

※1:「検討主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合」として、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第5.2に基づき、従来からの手法等によって検討を実施。

中止事業について

事業区分	事業名 事業主体 (所在地)	中止理由
ダム事業 (直轄事業等)	<small>ななたき</small> 七滝ダム建設事業 九州地方整備局 <small>みふねまち</small> (熊本県御船町)	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。</p> <p>社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針(案)「中止」は妥当であると考えられる。</p> <p>よって、対応方針については「中止」とする。</p>
ダム事業 (補助事業)	<small>おおわさわ</small> 大和沢ダム建設事業 青森県 <small>ひろさきし</small> (青森県弘前市)	<p>今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」(※1)についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方(※2)に沿って検討されたものであると認められる。</p> <p>社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。</p> <p>よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。</p>

※1:「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」(平成22年9月 今後の治水対策のあり方に関する有識者会議)

※2:社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。